

会議名 ニセコ町情報公開審査会・ニセコ町個人情報保護審査会

開催日	平成24年11月2日 金曜日	会議時間	開会 PM 3:10 閉会 PM 4:55
会議場所	ニセコ町役場 第2会議室	記録者	総務課情報管理係長 佐々木隆
出席者	委員 関口正雄会長、南厚志副会長、相内俊一委員、大道政彦委員、黒木英敏委員 事務局 片山健也町長（挨拶のみ） 総務課 加藤紀孝課長、千葉敬貴参事、佐々木隆係長、佐藤英征係長、馬淵淳主任		

会議日程

(1) 報告事項

- ① 情報公開請求の状況について
- ② 個人情報保護の取扱い状況について
- ③ 羊蹄山ろく消防組合高機能消防指令システムの運用状況報告について
- ④ ニセコ町文書管理条例に基づく文書管理の運用状況の報告について

会議内容

<p>午後3時10分開会</p> <p><会長あいさつ></p> <p>事務局できちっと問題処理をされているということもあり、毎年一回の開催で済んでいる。何もないことは、ほんとうはいいことであり、制度として審査会があるということが意味があると思っている。忌憚のない意見交換により、議事をスムーズに進行していきたい。</p> <p><事務局></p> <p>10月1日の人事異動による体制変更の説明、事務局員の紹介。</p> <p>・会長会議進行により議事に入る。</p> <p><議事></p> <p>(1) 報告事項</p> <p>事務局：①情報公開請求の状況について、平成23年11月8日から平成24年10月10日までの間の請求件数0件を報告。基本的には9割以上の文章は開示情報であることから、普段から情報公開請求をいただくことなく、日常的に開示していることが請求件数が無い要因。</p> <p>②個人情報保護の取り組み状況について、平成23年11月8日から平成24年10月10日までの間、目的外利用が6件、外部提供が1件であったことを議案資料により説明。</p> <p><質疑></p> <p>会長：原子力防災計画策定事務で、国籍情報が必要な理由は？</p> <p>事務局：住民基本台帳上の外国人住民の情報を受けた。これは、防災計画上、外国人は災害時要援護者の位置付けとあることから、国籍情報が必要となる。</p> <p>委員：外国人はどのくらいニセコ町に居られるのか？</p>
--

事務局：時期により変動はあるが、年間を平均すると月に100人弱。冬期間になると200人以上となる。

会長：それは旅行者ではなく住民登録者か？

事務局：そのとおり。

事務局：昨年防災計画を改訂したときに、外国人の定住者については、災害時の要援護者と位置付けた。言葉の問題等があり、どうサポートしていくかが課題である。

会長：基本的には要援護者であっても、日本語が堪能である方などについては、日本人と同じ対応とするなど、細かいところはこれからなのか？

事務局：高齢者などでもそうだが、特段の支援が必要のない人も居るので、要援護者台帳に登録する場合、基本的に手上げ方式により台帳整備を行っており、外国人についても同様の方法により行っていくことになる。

委員：台帳整備の完了はいつ頃になるのか？

事務局：保健福祉課が所管となり台帳整備を行っているが、高齢者や障がい者等の部分については完了している。今後外国人を含め随時更新していく。

会長：外部提供の部分で、しりべし空き家バンクへの個人情報提供は、本人からの提供となるのか？

事務局：そのとおり。

会長：本人が情報提供する場合、どの範囲の情報を提供するのかを説明する、あるいは承諾するというのはあるのか？

事務局：登録する場合、申請書（申込書）というものがあり、その申請書の内容がそのまま登録情報となる。そういう前提で本人が了承し登録を行っている。

会長：町が持っている情報ではなく、申込書に書かれている内容を情報提供するという趣旨であると理解したが、町側は仲介の事務手続きの代行を行うということか？

事務局：そのとおり。これはあくまで、北海道を含めた共同事業として、町村の情報を繋ぐ窓口になるということである。

会長：受け取った情報の管理をするのは実質上後志総合振興局なのか？

事務局：後志総合振興局の他に、この実証実験の受託者である建築士会后志支部等も管理していくことになる。

会長：パンフのQ&Aを見ると、不動産取引の専門家である宅建業者が間に入り安全であると書かれているが、実際は宅建業者が入ったからといってトラブルが起きないとは言えない。このパンフは誇大広告的であるように見える。

また、しりべし空き家バンクの登録情報が、各不動産業者に流れたときに、その情報がどういった管理、使われ方をするのがわからない部分がある。登録しようとする本人に、情報提供の中身や使われ方を十分に説明しなければいけないと感じる。

このしりべし空き家バンクのメリットがどこにあるのかが良くわからない上、わからないまま個人情報を提供するには若干違和感を感じる。

機会があればその辺のところを事務局で聞き、問題点を伝えてほしい。

事務局：承知しました。

会長：次の報告事項に進みます。

事務局：③羊蹄山ろく消防組合高機能消防指令システムの運用状況報告について、平成24年5月23日及び10月30日に報告があった件を議案資料に基づき説明。

※ここで町長が入室

<町長あいさつ>

情報公開審査会及び個人情報保護審査会でのご審議、大変ありがとうございます。

ニセコ町はこれまで、18年前から徹底した情報共有のまちづくりということで、色々な議論を経て、こうして情報公開の仕組み、個人情報保護の仕組みを作って現在に至っていますが、そろそろ次のステップに情報共有のあり方を含め成長していくときにきている。今年の3月末からラジオニセコが開局しました。これも随分と議論があつて、そよかぜ通信を4年前に廃止したが、その時に調べた中では、次の情報伝達手段としてラジオが一番いいのではないかという提案があつた。私が就任してからも、どういった情報共有の仕組みがいいのか色々検討してきた。防災無線、スマホ、タブレット、無線LAN、光電話等色々な選択肢の中、安価で維持費も少なく、情報が隅々まで行き渡るのはラジオであると判断した。インターネットでもラジオのライブ配信でき、何よりもいいのは、トラクターの中でも倉庫の中でも聞ける。避難するときカーラジオからも聞ける。ラジオは常にそばに着いて歩けるものである。ニセコリゾート観光協会がラジオ運営をさせていただいているが、このラジオがひとつのニセココミュニティの核になればいいなと思っている。

委員の皆様におかれましては、情報公開や個人情報保護など条例に沿ったものもそうだが、ニセコ町全体の情報のあり様、保護のあり様といったものを補完していただきながらご示唆を賜りたいと考えている。

本日審査会にご出席くださったこと感謝を申し上げます。

※町長退席

<質疑>

委員：昨年議論し答申した内容を受けたものがこれですね。

事務局：条例についてはこのとおりだが、これ以外にも詳細事項について事務取扱要領を定めております。

昨年議論をいただき、答申書をいただきましたが、その内容は4点ありました。一点は、町の条例に基づき、適切な取扱いの措置として、しっかりとした基準の履行をすること。二点目は、提供するデータの電子媒体は返却すること。三点目は、取扱い管理状況を定期的に報告すること。四点目は、不適切な取扱いがあつた場合、対象職員の処分をするような例規整備をすること。

この答申内容をそのまま羊蹄山ろく消防組合に申し入れをした。その結果、管内7町村で構成しているこの組合内部で議論し、1月からこの条例を施行したのを始めに、条例の下に具体的な取扱要領を定め、当該高機能指令システムの運用をしているところ。取扱要領は、懲戒処分の対応も含めて具体的に細かく整理がされている。

この報告書の数値データの件数が各町村ばらばらなようなので、もう少しわかりやすく報告書を作るよう申し入れしていく。

会長：次の報告事項に進みます。

事務局：④ニセコ町文書管理条例に基づく文書管理の運用状況の報告について、議案資料に基づき説明。

5月に行った保存期間の満了文書の廃棄作業実施の中で、議案項目記載漏れがあったので追加します。「保存期間10年到達文書（平成12年度）」

<質疑>

委員：ニセコの文書管理は常に改善しようとしていて、全国的にも評価できるものであると思っている。

保管期間の再チェックについては文書管理委員がやっているのか？

事務局：全て原課職員が行っている。

委員：定められた最低限の保存期間を超えて残すべき文書と判断する場合、その文章だけが延長措置がとられるのか、あるいはその文書と同じ性質タイプの文書についても延長措置をとるようにするのか？

事務局：個々に、その文書その文書について見ていくことになるため、同じような文書が翌年度に発生したとしても、延長するかどうかはその時の原課の判断による。

会長：延長処理された文書について、報告はあるのか？

事務局：総務課には、どの文書を延長しますかという報告はある。その情報はすべての職員がシステムを通じて見れる状態にある。

会長：延長に際して類型化できるようなことはやってはいないのか？

事務局：まだそこまでは至っていない。

委員：どこかに時点で、3年でいいといていた文書を5年にしなければならないポイントがあると思う。文書管理委員会が全体の延長状況を見て、この文書は条例を改正してでも延長するという判断をするというシステムにしておく必要があるのではないか。

事務局：文書管理を運営していく中で、次の課題は今ご指摘を受けた点だと認識している。歴史的に保存すべき文書の仕分けと合わせて、その保管のあり方を検討していきたい。現在、役場庁舎再整備を検討しており、その中でも効果的な文書保管管理方法を考えていきたい。

会長：本来有るべき文書がちゃんとあるかどうかのチェックは？

事務局：年に一度文書の付けあわせを文書目録に基づき行っている。

委員：ニセコ町では、文書を外に持ち出す場合、厳格なチェックがあると聞くが？

事務局：原則持ち出し禁止だが、やむを得ず持ち出しが必要な場合には、各原課の文書管理の責任者である課長の許可を得て持ち出すことになる。持ち出す場合には、誰が何のために持ち出したかがわかる形の、身代わりとなるものをファイリングして管理している。

※会長：以上報告事項の審議は終了

事務局でその他事項はありますか

事務局：その他話題提供として、マイナンバー法にかかる現時点での導入スケジュール、制度の概要について、配布したパンフレットにより説明。

※会長：今回の審議会は以上で終了します。

午後4時55分閉会